

バナー広告についての修正案 (第 4 回 WG 資料 P19 参照)

第 4 回ワーキング意見反映修正版	第 2 回ワーキング配布版
I. 全般 1 4. インターネットにおける広告等について (2) 個別商品においてバナー広告等を行う場合、別のページに必要表示事項が表示され、当該バナー広告等からその別ページへ容易に遷移できるようになっていれば、顧客から見えて一体として提供される方法に該当し、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。この場合、必要表示事項が表示される別のページに遷移するために、多数回のクリックを要する場合や別ページ内での必要表示事項が表示されている箇所に至るまでに長大なスクロールを要求するもの等は容易に遷移できるものに該当しないことに留意する。 (3) インターネットの自社のウェブサイトにおいて、例えば、①トップページにおいて商品・サービスメニューが表示され、そこから②各種商品又はサービスが表示され、最後に③個別の商品内容や個別サービス内容が表示される場合において、③の個別の商品内容や個別サービス内容のページに、法令に基づく、表示義務事項である、「手数料等」や「リスク文言」の表示がされていれば、当該サイトの当該表示は、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。	I. 全般 1 4. インターネットにおける広告等について (2) 別のページに法定記載事項が表示され、当該バナー広告等からその別ページへ容易に遷移できるよう（例えば、「詳細はこちら」等のボタン等をわかりやすい場所に表示し、当該ボタン等をクリックすると当該別ページが表示される等）になっていれば、顧客から見えて一体として提供される方法に該当し、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。 (3) インターネットのウェブサイトにおいて、例えば、①トップページにおいて商品・サービスメニューが表示され、そこから②各種商品又はサービスが表示され、最後に③個別の商品内容や個別サービス内容が表示される場合において、③の個別の商品内容や個別サービス内容のページに、法令に基づく、表示義務事項である、「手数料等」や「リスク文言」の表示がされていれば、当該サイトの当該表示は、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。なお、「リスク文言」については、文字

また、インターネットの自社のウェブサイトにおいて、商品のロゴなどの見出しや図表・絵を用い、個別商品の商品名に加え、当該商品の商品内容の一部（利率、投資メリット等）のみを表示する場合は、同一ページ内のわかりやすい場所に必要表示事項を表示するか、または必要表示事項が表示されている場所に容易に遷移できるように「詳細はこちら」「リスクに関する説明」などの文字を表示したリンクやタグをわかりやすい場所に表示する。なお、「リスク文言」については、文字の大きさに留意する必要がある。

の大きさに留意する必要がある。

※なお、上記と併せ、例えば、各ページに「ご投資にかかる手数料等及びリスクについて」などのリンクやバナーを設置し、次の文言を表示することも考えられる。

＜記載例＞「ご投資にかかる手数料等およびリスクについて」
弊社のホームページに記載の商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各ページに掲載された各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、当サイトの当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書またはお客様向け資料などが掲載されたページに記載されておりますので、当該ページをお開きいただき、よくお読みください。

株式の大量推奨販売、一律推奨販売に係る留意事項についての修正案（第 4 回 WG 資料 P22 参照）

第 4 回ワーキング意見反映修正版	第 2 回ワーキング配布版
Ⅱ. 株式 2. セカンダリーにおける広告等 (削除)	Ⅱ. 株式 2. セカンダリーにおける広告等 (1) マス媒体での広告等 自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以下『「注目銘柄」等』という。）について、マス媒体を利用した表示は、その株式の大量買付が行われ、公正な価格形成が損なわれるおそれがあるので、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 17 号又は第 18 号に規定する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売（以下「大量推奨販売」という。）に該当する可能性が強いと考えられることから、このような表示は行わない。 なお、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。 (注) マス媒体とは、新聞（折込み広告を含む。）、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等同時に不特定かつ多数の者に対して同一内容の情報の提供を行うことのできる媒体をいう

(1) 個別企業の紹介

④ 「注目銘柄」等に関する表示

イ. 大量推奨販売への留意

自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以下『「注目銘柄」等』という。）等について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット、及びホームページ等により広告等を行う場合には、その株式の大量買付が行われ、公正な価格形成が損なわれ、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 17 号又は第 18 号に規定する不特定かつ多数の者に対する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売（以下「大量推奨販売」という。）に該当することや、協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）第 12 条第 1 項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」に該当することがないように留意する。特に媒体や期間（どの程度の者の目や耳に留まるか）、表示の内容（客観的事実か主観を含むか等）を勘案し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は表示を行わない。

例えば、新聞、ラジオ、テレビは極めて多数の者に対して表示され、かつその選定理由等の表示が容易でないことが多

(2) 個別企業の紹介

④ 「注目銘柄」等に関する表示

イ. 5 銘柄以上の表示

自社が選定した「注目銘柄」等について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）第 12 条第 1 項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5 銘柄以上（上場不動産投資証券と併せて 5 銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を表示する。また、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。

いと考えられるため「注目銘柄」等の表示は行わない。また、雑誌等の書籍は発行部数や発行期間、表示の掲載スペース等を勘案し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。

インターネットのホームページ（特定の会員のみが利用するサイトを含む）等に関しても、掲載箇所や掲載期間、利用者数、アクセスの容易さ、表示の内容等を考慮し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。

以上のことを勘案した上で、「注目銘柄」等に関する表示を行う場合は、原則として、5 銘柄以上（上場不動産投資証券と併せて 5 銘柄以上も可）表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を容易に閲覧できるように表示する。また、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。

（注）自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合やある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、必ずしも 5 銘柄以上とする必要はない。ただし、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。

（注）自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合やある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、必ずしも 5 銘柄以上とする必要はない。ただし、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。

株式累積投資制度、株式ミニ投資についての修正案（第 4 回 WG 資料 P26 参照）

第 4 回ワーキング意見反映修正版	第 2 回ワーキング配布版
(3) 株式累積投資制度 ① 必要表示事項 イ. <u>法定記載事項</u> ※ <u>指標変動による損失に関する記載には、価格変動リスクに関する文言を記載する。</u> ロ. <u>金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言</u> ハ. <u>「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨の文言</u> ② その他留意事項 イ. <u>投資家に誤解を与える表示を行っていないか。</u> <u>【表示例】</u> <u>「証券貯蓄」、「払い込み」、「買付け」 … ○</u> <u>「貯蓄」のみ … ×</u> ロ. <u>ドル・コスト平均法による買付方法を強調することにより、株式投資に対するリスク低下が図られるような誤解を与える表示を行っていないか。</u> ※ 株式累積投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。	(3) 株式累積投資制度 ① 必要表示事項 イ. <u>「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨を表示する。</u> <u>(新設)</u> ロ. <u>「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨を表示する。</u> ② その他留意事項 イ. <u>「証券貯蓄」の表示はよいが、「貯蓄」のみの表示は行わない。</u> ロ. <u>毎回の払込金についての表示は、「積立て」ではなく、「払い込み」又は「買付け」等の表示とする。</u> ハ. <u>ドル・コスト平均法による買付方法を強調することにより、株式投資に対するリスク低下が図られるような誤解を与える表示は行わない。</u> ※ 株式累積投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。

(削除)

(4) 株式ミニ投資

① 必要表示事項

イ.「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元
本を割り込むおそれがあります。」旨を表示する。

(新設)

ロ.「申込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨を表示する。

② その他留意事項

「ミニ株」等の表示は、あたかも「ミニ株」という株式又は
株券が存在するかのような誤認を与えるおそれがあることか
ら、株式ミニ投資に関する表示を行う場合には、同制度につい
て誤認を与えないよう、「株式ミニ投資」又はこれに準じる表
現以外の表示は行わない。

※ 株式ミニ投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上
記(1)及び(2)に留意して行うものとする。